

## 糸谷社労士の人事・労務Q&A（第38回）

2020.05

### 今回のテーマ：雇用調整助成金②

Q. 4月以降、雇用調整助成金が、使いやすくなつたと聞きました。売上が5%下がつたら助成金が使用できると聞きました。本当でしょうか？

A. 雇用調整助成金とは「経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する」というものです。

4月までは「最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べ10%以上減少していれば」助成金が受給できる可能性があるとしていました。

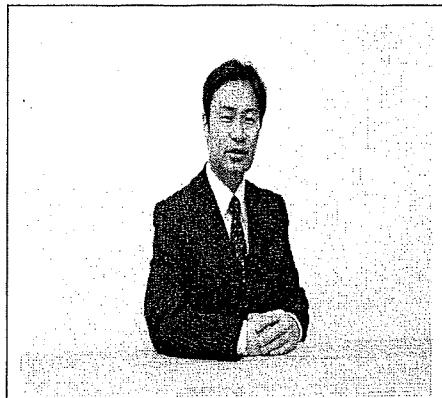
ところが、4月以降は前年同月比で5%生産指標が下がつていれば、雇用調整助成金が使用できるようになりました。

なお、これらの特例が適用されるのは、対象期間の初日が4月1日から6月30日までの間に限られていることに注意してください。

### **4月以降、前年同月比で5%売上げが下がつて いると雇用調整助成金の対象事業場に！**

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糸谷社会保険労務士事務所 代表 糸谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

#### 執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**